

切替プラン

12

平成27年 2月 1日現在適用中

1	商品の名称	切替プラン（一般社団法人しんきん保証基金扱い）										
2	お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫でご利用の一般社団法人しんきん保証基金の保証付カードローンを、毎月払いの証書貸付に切替する場合にご利用いただけます。 ・上記カードローン残高の他に、当金庫でご利用いただいている同基金保証付融資（住宅ローンを除く）を併せて切替することができます。 										
3	ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・次の全てを満たされている方 ①満20歳以上の方 ②切替時点において、ご利用いただいているご融資が延滞していない方 ③切替後におけるご返済について、当金庫が返済可能と判断した方 										
4	ご融資金額	・500万円以内（1万円単位）										
5	ご融資方法	・証書貸付となります。										
6	ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> ・原則としてご融資金額に応じて次の期間となります。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>ご融資金額</th> <th>融資期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30万円以内</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td>100万円以内</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>200万円以内</td> <td>8年</td> </tr> <tr> <td>500万円以内</td> <td>10年</td> </tr> </tbody> </table>	ご融資金額	融資期間	30万円以内	3年	100万円以内	5年	200万円以内	8年	500万円以内	10年
ご融資金額	融資期間											
30万円以内	3年											
100万円以内	5年											
200万円以内	8年											
500万円以内	10年											
7	ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・別表の「融資商品のご融資利率表」をご参照ください。 ・優遇金利については窓口にお問合せください。 										
8	ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元金均等返済または元利均等返済のいずれかを選んでいただきます。 ・ご希望によりご融資金額の50%以内でボーナス返済が併用できます。 										
9	担保	・不要です。										
10	手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・現在ご利用のご融資のご返済方法を変更していただくこととなりますので所定の手数料をいただきます。 別表の「各種手数料等のご案内」をご参照ください。 										
11	保証人	・一般社団法人しんきん保証基金の保証を付保しますので不要です。										
12	保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人しんきん保証基金の定める保証料年2.00%をお支払いいただきます。 ・保証料は融資利息とともに毎月所定の口座から自動引落としとなります。 										
13	提出していただく書類	<ul style="list-style-type: none"> ・次の書類を提出していただきます。 ①所定の借入申込書 ②上記申込書に添付していただく主な書類 ア. 本人確認書類：運転免許証等 										
14	お取り扱い期間	・通年お取り扱いしています。										
15	苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時30分 電話：0120-939-853）にお申出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-35 										

		<p>81-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所(9時~17時 電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
16	その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・切替プランをご利用になった場合は、切替後のご融資を完済されるまでは当金庫他金庫を問わず同基金の保証付融資の新規ご利用はできません。 ・当金庫の審査によりお取り扱いできない場合がございます。 ・詳細、ご返済の試算およびご不明な点は、窓口または営業担当者までご照会ください。